「子に会えぬ」現役副市長が実名で告発

「連れ去り」容認する司法

離婚や別居を機にわが子に会えなくなってしまう「連れ去り」問題。その蔓延を放置してきた司法のあり方に、現役の副市長が実名で問題提起する。

総務省官僚として公務員制度改革にかかわり、現在は栃木県那須塩原市副市長の渡邉泰之（わたなべやすゆき）氏（39）は、2年前から5歳になる一人娘と一度も会えていない。2010年春、妻が突然、実家に長女を「連れ去」ったためだ。教育方針などをめぐり、妻とは意見がすれ違っていたという。それでも当初は何度か娘に会えていたが、やがて身に覚えのないDVを受けたと裁判所に訴えられ（後に相手方が取り下げ）、以降も様々な理由から、面会がかなわなかったという。

「もう、道で娘とすれ違ってもきっとわからないでしょうね」（渡邉氏）

裁判官の罷免を求める

一昨年10月には、妻側が千葉家裁松戸支部に子どもの身の回りの世話などをする「監護者」の資格を求めて審判の申し立てをしたため、渡邉氏側も申し立て。今年2月、同支部は監護者を妻と定め、渡邉氏への娘の引き渡しを認めない審判を下し、9月には最高裁で確定した。

現在、渡邉氏は、一審の審判を下した家事審判官の若林辰繁裁判官に対し、裁判官を罷免できる「裁判官弾劾裁判所」へ訴追するべく、国会議員で構成される「裁判官訴追委員会」に審議を求めている。過去に訴追されたケースは刑事罰を受けた裁判官など、戦後でわずか8件しかない（罷免されたのは6人）。

現役の副市長という立場も明かしたうえで、あえて実名での問題提起に踏み切った理由を、渡邉氏はこう語る。

「自分のような目にあう親子は、これで最後にしたいんです」

昨年送られてきた長女の写真を見せる渡邉氏。早期復職を目指していた妻を支え、長女の保育園への送り迎えや食事作りも担当していたという。「裁判所に変わってもらうことで、不幸な親、そして不幸な子どもが二度と出ないようにしてほしい」

夫婦が別居や離婚する際、一方の親が子を連れ去ってしまう「連れ去り」が近年、社会問題化している。子を連れ去ってでも面倒を見続けた方の親に対し、裁判所が監護者の地位を認めることが圧倒的に多かったからだ。このようなケースでは渡邉氏と同様、もう一方の親が子どもに会えなくなってしまうケースも珍しくない。

一方の親に会えなくなった子どもは、両親に育てられたり、離婚後も両方の親に会っていた子よりも「自己肯定感」が低くなるという調査結果もある。たとえ離婚しても、両方の親が子育てにかかわるべきだというのが最近の潮流だ。

昨年、民法766条が改正され、離婚時は子どもとの面会交流や養育費などについて、「子の利益を最も優先して」取り決めることが明文化された。国会審議でも、当時の江田五月法相が「裁判所は親子の面会交流ができるように努めることがこの法律の意図するところ」と答弁している。

この改正は渡邉氏にとっても追い風になるはずだった。だが若林裁判官は審判時、この答弁を示した渡邉氏に対して「法務大臣が何を言おうが関係ない」と言ったという。

「裁判官が立法趣旨や法律に則って判断するのは当たり前のこと。この発言だけでも憲法に反し、罷免に値します。ここまで司法の公務員が法や国会を無視するとは……」（渡邉氏）

この件を通じて司法の「不正」を追及し、娘との関係を取り戻すとともに不幸な親を二度とつくらないようにしたいと渡邉氏は語る。

離婚しても両親に責任

弁護士資格を持つ早稲田大学の棚村政行教授（家族法）は、民法766条改正の趣旨を徹底するためには、司法へのアプローチ以外にも、離婚時に面会交流の必要性をレクチャーする機会を行政が設けたり、面会交流のための場をこれまで以上に増やしたりするなどの制度づくりが不可欠と説く。

また、「離婚後も両方の親が共同養育責任をもつ」というように民法で規定する必要もあるという。

「両親がいくらもめても、子どものことを考えて、新しい関係性を築いていこうとするのが海外の潮流。日本はあまりにも遅れています」

編集部　福井洋平

photo　編集部・福井洋平